

**知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂14版】をご購入いただいた皆様へ**

第49回(2024年11月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂14版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第49回	2024年11月17日(日)	2024年5月1日
第50回	2025年3月9日(日)	2025年9月1日
第51回	未定	—

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P63 Lesson 8 意匠法の保護対象と登録要件 ■ 3 ■ 意匠登録の要件 (2) 新しい意匠であること（新規性） 上から5行目 追記</p>	<p>る意匠であることを証明する<b>証明書</b>を、提出する必要があります。</p>	<p>る意匠であることを証明する<b>証明書</b>を、提出する必要があります。</p> <p>近年、開発過程において意匠公開の機会が増えているなか、公開意匠を網羅した証明書を作成することは、過大な負担となっていました。そこで、令和6年1月1日以後の出願については、意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人を含む）の行為に起因して公開された<b>同一又は類似</b>する意匠のうち、最先の公開日の行為について証明書を提出すれば足りることとなりました。また、最も早い公開日に複数の公開が行われた場合は、最先の公開日の行為のうちの先後関係は問わず、いずれか1つを証明すれば足りることとなりました。例えば、意匠Aについて①午前10時に展示会で発表し、②同日の午後1時に店舗で販売し、その後、③1週間後にSNSサイトに掲載した場合、①または②の公開行為について証明書が提出されていれば、③の公開について証明は不要となります。</p>
<p>P99 Lesson 12 商標法の保護対象と登録要件 ■ 3 ■ 商標登録の要件 (3) 商標登録を受けることができない商標 最終行 追記</p>	<p>には適用されない点に注意しましょう。</p>	<p>には適用されない点に注意しましょう。</p> <p>なお、令和5年法改正により、いわゆる<b>コンセント制度</b>が導入され、この規定に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標が使用されている商品・役務との間で混同を生じるおそれがないものについては、登録が認められることになりました（商4条4項）。</p>

該当箇所	変更前	変更後								
<p>P100</p> <p>Lesson 12</p> <p>商標法の保護対象と登録要件</p> <p><b>3</b> 商標登録の要件</p> <p>(4) 先に出願されていないこと（先願主義）</p> <p>最終行 追記</p>	<p><b>先願主義</b>といます。</p> <p>同日に同一または類似の商標で二以上の出願があった場合は、特許庁長官から協議命令が出され、<b>協議</b>において合意で定められた<b>一の出願人</b>のみが、商標登録を受けることができます。しかし、協議が成立しなかったり、協議自体ができなかったときは、特許庁長官が行う「<b>くじ</b>」により、登録が受けられる<b>一の出願人</b>を選びます。特許法や意匠法には、くじによる出願人の選出は規定されていません。</p>	<p><b>先願主義</b>といます。ただし、前述（商4条1項11号）の<b>コンセント制度の導入</b>により、後の日に出願をした出願人が、先の日に出願をした出願人の承諾を得ており、かつ、これらの出願人の商標の間で出所混同を生ずるおそれがないときは、後の日に出願をした出願人も商標登録を受けられるようになりました。</p> <p>同日に同一または類似の商標で二以上の出願があった場合は、特許庁長官から協議命令が出され、<b>協議</b>において合意で定められた<b>一の出願人</b>のみが、商標登録を受けることができます。ただし、ここでも<b>コンセント制度の導入</b>により、全ての出願人が商標登録を受けることについて相互に承諾をし、かつ、全ての商標の間で出所混同を生ずるおそれがないときは、全ての出願人が商標登録を受けることができるようになりました。</p> <p>なお、協議が成立しなかったり、協議自体ができなかったときは、特許庁長官が行う「<b>くじ</b>」により、登録が受けられる<b>一の出願人</b>を選びます。ただし、ここでも<b>コンセント制度の導入</b>により、くじにより定めた順位における<b>後順位の出願人</b>が、先順位の出願人の承諾を得ており、かつ、これらの出願人の商標の間で出所混同を生ずるおそれがないときは、後順位の出願人も商標登録を受けることができるようになりました。特許法や意匠法には、くじによる出願人の選出は規定されていません。</p>								
<p>P105</p> <p>Lesson 12</p> <p>商標法の保護対象と登録要件</p> <p>Column3</p> <p>登録製品の例</p>	<table border="1" data-bbox="629 1145 1344 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="629 1145 790 1189">名称</th> <th data-bbox="790 1145 1344 1189">特定農林水産物等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="629 1189 790 1273">市田市</td> <td data-bbox="790 1189 1344 1273">第18類 果実加工品類 干し柿</td> </tr> </tbody> </table>	名称	特定農林水産物等の区分	市田市	第18類 果実加工品類 干し柿	<table border="1" data-bbox="1377 1145 2085 1313"> <thead> <tr> <th data-bbox="1377 1145 1538 1189">名称</th> <th data-bbox="1538 1145 2085 1189">特定農林水産物等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1377 1189 1538 1313">市田市</td> <td data-bbox="1538 1189 2085 1313">第5類 農産加工品 果実加工品（干柿）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	特定農林水産物等の区分	市田市	第5類 農産加工品 果実加工品（干柿）
名称	特定農林水産物等の区分									
市田市	第18類 果実加工品類 干し柿									
名称	特定農林水産物等の区分									
市田市	第5類 農産加工品 果実加工品（干柿）									

該当箇所	変更前	変更後
P213 Lesson 26 不正競争防止法 <b>3</b> 不正競争行為の類型 (3) 商品形態模倣行為 上から5行目 追記	<b>3年</b> を経過していると、この規定に該当しません（不競19条1項5号イ）。	<b>3年</b> を経過していると、この規定に該当しません（不競19条1項5号イ）。 <b>なお、令和5年法改正により、「電気通信回線を通じて提供する行為」が追加され、デジタル空間上の商品の形態模倣行為も不正競争として規制対象になりました。例えば、リアルの商品の形態をデジタル空間上で模倣して提供する行為です。</b>
P236 Lesson 29 種苗法 <b>まとめ</b> 上から2行目、3行目 追記	種苗法の品種登録を受ける要件は、①区別性、②均一性、③安定性、④未譲渡性。育成者権者の存続期間は、…	種苗法の品種登録を受ける要件は、①区別性、②均一性、③安定性、④未譲渡性、 <b>⑤名称の適切性</b> 。育成者権者の存続期間は、…
P237 Lesson 29 種苗法 Questionの正解と解説 選択肢A 上から2行目、3行目 追記	<b>A</b> について、新品種が品種登録を受けるためには、区別性、均一性、安定性、未譲渡性、のすべての要件を満たさなければなりません（種3条1項）。	<b>A</b> について、新品種が品種登録を受けるためには、区別性、均一性、安定性、未譲渡性、 <b>名称の適切性</b> のすべての要件を満たさなければなりません（種3条1項、 <b>4条1項、4条2項</b> ）。